

議案第182号

関西広域連合規約の一部変更に関する協議について

関西広域連合規約の一部変更について次のとおり協議する。

関西広域連合規約の一部を改正する規約案

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「及び文化」を「、文化及びスポーツ」に改め、同項第3号中「及び文化」を「、文化及びスポーツ」に改め、同号に次のように加える。

ク スポーツ大会の誘致及び開催の支援に関する事務で広域にわたるもの
別表事業費の部第4条第1項第3号エからキまでに規定する事務に係る経費の項中「キ」を「ク」に改め、「文化」の右に「及びスポーツ」を加える。

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

平成27年5月22日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

スポーツ大会の誘致及び開催の支援に関する事務で広域にわたるもの等の事務を関西広域連合が処理することとするとともに、当該事務に係る経費を負担する関係地方公共団体及び当該経費の負担割合を定めるため、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

関西広域連合規約（抄）

（広域連合の処理する事務）

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 広域（2以上の構成府県の区域にまたがる区域をいう。以下同じ。）にわたる防災、観光及び文化及びスポーツの振興、産業の振興、医療の確保、環境の保全等に関する計画並びに、

広域連合の区域内における地域の振興に関する計画（第6条に規定する広域計画を除く。）の策定及び実施に関する事務

(2) 省 略

(3) 観光及び文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、次に掲げるもの

、
ア キ 省 略

ク スポーツ大会の誘致及び開催の支援に関する事務で広域にわたるもの

(4)-(9) 省 略

2-3 省 略

別表（第20条関係）

経費の区分		負担する構成団体	負担割合
省略	省 略	省 略	省 略
事	省 略	省 略	省 略
業	第4条第1項第3号エからキまでに規定する事務に係る経費	省 略	省 略 宿泊施設数割（文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割） 省 略
費	省 略	省 略	省 略

備考 省 略

(参 考)

地方自治法（抄）

（組織、事務及び規約の変更）

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2-8 省 略

（議会の議決を要する協議）

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。